

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業実施要領

令和2年6月19日
総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

（1）補助対象となる学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

（2）補助対象となる経費

本事業にかかる補助対象経費の取扱いについては、以下の通りとする。

①補助対象経費

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費

②取組内容

本事業にかかる取組内容は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、（ア）及び（イ）のいずれか、又は（ア）、（イ）両方を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、下記（3）のとおりとする。

（ア）学校における感染症対策等支援

学校の教育活動再開等に際して、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入等及び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に係る経費を支援する。

（例示）

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・校舎消毒等に必要経費
- ・集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィー等の購入経費
- ・教室における3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費
- ・学校給食調理員等の冷却ベスト購入経費等、熱中症対策に必要な経費

（イ）子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

（例示）

- ・家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費
- ・家庭等との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、臨時的な学校電話機の増設や公用携帯のレンタル等、学校における連絡体制の強化に必要な経費
- ・教室における3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品購入費

※ ただし、学校や児童生徒の状況に応じて教育活動を再開するに当たり、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学びの保障をするための取組として必要となる経費に限る。なお、人件費、謝金、光熱水費は補助対象経費とならないので留意すること。

(3) 1校当たりの補助上限額

1校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に2を乗じた額とする。

(単位：万円)

学校種			全国 (加算地域を除く)	加算地域
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数	1-300人	50	100
	児童数	301-500人	75	150
	児童数	501人以上	100	200
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数	1-300人	50	100
	生徒数	301-500人	75	150
	生徒数	501人以上	100	200
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数	1-400人	100	150
	生徒数	401-700人	125	200
	生徒数	701人以上	150	250
特別支援学校			200	250
高等学校（通信制課程のみ設置）			50	50

注)

- ・児童数及び生徒数は令和2年5月1日現在のものとする。
- ・加算地域は、令和2年5月15日時点で特定警戒都道府県とされていた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする。ただし、予算の範囲内で、特定警戒地域に指定されるなどの感染状況等に応じて、追加配分を行う場合もある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に1校として算出する。なお、分教室は本校に含め1校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 留意点

学校設置者においては、本事業の目的に鑑み、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするための取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。